

中国向け越境 E C に関するご紹介

越境 E C とは、文字通りに解釈すれば国境を越えた電子商取引のことです。しかし、中国向け越境 E C は、中国の経済発展の歴史から中国だけの政策を反映したものであり、世間一般でいう越境 E C とは違う意味合いを持ちます。

人口の多い中国は 2016 年ごろより、世界の「工場」から「マーケット」へ徐々に変わってきました。2018 年には、中国 GDP が約 13.6 兆ドルに達し、一人当たり GDP が 1 万ドルを超えました。ちなみに、2018 年 GDP 一位のアメリカは約 20 兆ドル、三位の日本が約 5 兆ドルです。このことは中国人の購買力が向上していることを意味し、品質の高い海外商品が、日常的に求められるようになりました。現に、2018 年 11 月 11 日「**独身の日**」の販売状況がまさにそのことを実証しています（海外商品を数多く扱うアリババ 1 社で一日の売上が約 3 兆円であった）。さらに、2018 年 11 月に上海で開催された第 1 回中国国際輸入商品博覧会（中国名：首届中国国际进口博览会）では、習近平主席が宣言されたように、いままでの中国は輸出大国であったが、これからは輸入大国にもなると考えられます。その博覧会では、1 週間ほどの日程で約 578 億ドルの成約が報告されています。

この状況において、中国向け越境 E C ビジネスは中国経済の発展に伴い大きく伸びてきています。日本社会においては、2016 年ごろの中国人旅行者の「爆買い」から中国人の購買力の高さが初めて認識されたと思います。しかし、多くの中国人旅行者は海外商品を自分用に購入するだけでなく、購入した商品をネットショップや SNS 経由で販売する、世の中で言うところの「代理購入」にまで発展しました。この状況に対処するため、中国はこの越境 E C ビジネスに関する決め事を順次制定しました。その代表的なものは 2018 年 8 月に発表された「中華人民共和国電子商務法」及び 2018 年 11 月に中華人民共和国商務部より発表された越境 E C ビジネスに関する通達です。

中華人民共和国電子商務法は 2018 年 8 月 31 日に日本の国会に相当する組織である「第 13 届全国人民代表大会常務委員会第 5 次会议」で通過し、2019 年 1 月 1 日に施行されました。その中では、電子商取引に関することをルール化しています。主な内容としては、電子商取引関係者の定義、取引を遂行する上での契約とその契約の履行・争議の解決・取引の促進、取引関係者の義務と権利が細かく決められています。詳細はその原本を読んできたいと思います。

越境 E C ビジネスに関するルールは 2018 年 11 月 28 日に中華人民共和国商務部から通達の形で出されています。正式には「**商务部 发展改革委 财政部 海关总署 税务总局 市场监管总局 关于完善跨境电子商务零售进口监管有关工作的通知**」です。その中では中国国内の消費者が E C プラットフォームを通して海外から商品を購入するときのルールが決められています。この通達で越境 E C に関していままで曖昧になっていた部分を明確にしました。海外の商品供給者・輸入者（商品の持ち主）、中国国内電子商取引プラットフォーム提供者、ネットショップ経営者を含む中国国内のサービス提供者、中国国内個人消費者を定義し、それぞれの義務と責任が明確に決められて違反した場合の罰則も明確にしました。この越境 E C 業務は中国全土 37 の地域で取り扱い可能となり、さらに 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までは過渡期として猶予期間を設けました。詳細はその原本を読んできたいと思います。

要するに、ネットの発達に伴い国境を越えた E C ビジネス（越境 E C ビジネス）が一般的となり、その取引に係る個人情報・商品流通・関税等税金徴収が世界中に議論されている中で、中国越境 E C ビジネスにおいては、上記 2 つの決め事でほぼ明確化されました。今後、ネットを介する商品の流通に伴う日中間の各種ビジネスはこの 2 つのルールに基づき行われると思います。日中間の人的交流に多くかかわってきたことから、日中間ビジネスの発展、特にまだあまり広く認識されていない中国向け越境 E C ビジネスの発展に少しでも貢献できることを願います。

以上